

令和8年度県内合同企業説明会・UIターン就職促進イベント実施業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

和歌山県内外の学生、第二新卒者、既卒未就業者、転職希望者等の県内就職を促進するため、セミナー及び合同企業説明会の就職イベントを実施する。併せて、和歌山県が主催する就職支援イベントへの参加を促進するプロモーションを実施する。

県内合同企業説明会

(1) 県内就職につながる合同企業説明会

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会を和歌山県内で2回開催すること。

また、開催1ヶ月以降の採用実績について、参加企業への追跡調査を実施すること。

なお、追跡調査の内容については、和歌山県と協議の上、決定すること。

ア 2027年3月卒業予定の学生の採用面接解禁後に合同企業説明会を実施すること。

【提案】 内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

- * 合同企業説明会の参加企業数は、50社以上とする。
- * 対象者は、2027年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。
- * 合同企業説明会は対面で実施し、和歌山県内の会場とする。
- * 広報手段は、紙媒体だけではなくWEB・SNSも活用すること。
- * 選考やマッチングにつながることが期待できるようなイベント及び広報とすること。

イ 12月または1月の就職・転職活動が活発化する時期に合わせて合同企業説明会を実施すること。

【提案】 内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

- * 合同企業説明会の参加企業数は、50社以上とする。
- * 対象者は、2027年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。
- * 合同企業説明会は対面で実施し、和歌山県内の会場とする。
- * 広報手段は、紙媒体だけではなくWEB・SNSも活用すること。
- * 新年又は新年度に向けた就職・転職活動ができるようなイベント及び広報とすること。

(2) 企業向け採用力向上セミナー

企業の採用力を向上させるセミナーを実施すること。

【提案】 目的、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

- * 開催時期は、(1)で実施する合同企業説明会前とする。

UI ターン就職促進イベント

(1) UI ターン就職につながる就職・転職フェア

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会を学生の夏休み期間中に和歌山県外(近畿圏内)で1回開催すること。

【提案】内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

- * 合同企業説明会の参加企業数は、25社以上とする。
- * 対象者は、2027年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。
- * 合同企業説明会は対面で実施し、和歌山県外の会場とする。
なお、県外の会場は近畿圏内とする。
- * 特に県外にいる和歌山県出身者が和歌山県で働く選択肢を得るために会場に足を運ぶ必要性を感じるようなイベント及び広報とすること。

(2) 企業向け採用力向上セミナー

企業の採用力を向上させるセミナーを実施すること。

【提案】目的、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

- * 開催時期は、(1)で実施する合同企業説明会前とする。

(3) イベント及び就職支援事業への参加を促進するプロモーション

和歌山を支える産業人材を呼び込むため、本県の就職支援の各種事業を広く発信し、本県が主催する就職支援イベントの参加を促進するためのプロモーションを年間通じて実施すること。

【提案】内容、手段、ターゲット等具体的なプロモーション計画を提案すること。

- * SNS広告も実施すること。
- * 基本的には、WEB・SNS、PR動画等を活用した情報発信を想定しているが、情報発信力を高めるために必要と考えるセミナー等イベントの実施を組み合わせて提案することも可能とする。
- * 学生・若手求職者に和歌山県での就職が選択肢の一つになり、まずはイベントや支援メニューに参加したくなるような内容とすること。

共通事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。
- (2) 参加企業の募集については、UIわかやま就職ガイド及びはたらコーデわかやまホームページに掲載されている企業に案内すること。
なお、採用担当者の連絡先は、和歌山県から提供する。
- (3) 合同企業説明会における延べ参加者150人以上を目標とする。
- (4) 県が実施する他の就職促進事業及び委託事業者と連携を図ること。

3. 対象となる経費

(1) 合同企業説明会実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

- イ 設営・撤去費
 - ウ 託児費
 - エ 冊子作成費
 - オ 広報費
 - カ 人件費
 - キ その他実施に要する費用
- (2) セミナー実施に要する経費
- ア 会場借り上げ費
 - イ テキスト作成費
 - ウ 広報費
 - エ 人件費
 - オ その他実施に要する費用
- (3) プロモーションに要する経費
- ア クリエイティブ作成費
 - イ 広告費
 - ウ 印刷費
 - エ その他実施に要する費用

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本事業により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本事業の目的の範囲内で当該権利を無償利用できること

とする。

- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。